

千葉県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和6年5月23日

千葉県監査委員	穴倉輝雄
同	宮原清貴
同	米持克彦
同	白鳥誠

6千総業第54号

令和6年 5月20日

千葉県監査委員 宍倉輝雄様  
同 宮原清貴様  
同 米持克彦様  
同 白鳥誠様

千葉市長 神谷 俊一

**包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）**

令和3年度及び令和4年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

## 令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

#### II-1 公園緑地事務所及び千葉市動物公園の監査結果について

##### 3. 若葉公園緑地事務所の監査結果について (3) 結果 ①行為許可及び占用許可の事務について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>ア. 占用許可に係る工事の完了届の受理について</p> <p>【若葉公園緑地事務所】（報告書 P78）</p> <p>占用許可に係る工事が完了したときに許可受者は市長に完了届を行うこととなっているが、若葉公園緑地事務所は次の要件を設け、それに該当しない工事（工事の範囲が軽微（狭小）・占用物の建替えや交換・占用物の撤去の工事）については、完了届を提出しなくても良いという運用を行っている。</p> <p>i 電柱・電話柱等、10年間の長期占用物の新設に係る工事で、まとまった広さが必要な場合</p> <p>ii 送電線工事等、周辺への影響が大きい場合</p> <p>このような運用に基づき、令和2年度に2件の事案について完了届の提出を求めていなかった。</p> <p>千葉市都市公園条例第23条第1号及び第2号において、許可受者は工事の完了時又は占用廃止時においてその旨を市長に対して届出なければならないと規定している。そのことから、その工事の軽重や新設・建替えに拘らず、完了届を提出しなければならない。若葉公園緑地事務所の運用は、当該条例の規定内容に反する運用実務であると考えられる。</p> <p>【結果（指摘）】</p> <p>占用許可に関する工事の完了届については、工事の軽重・建替え・撤去により区分することなく、千葉市都市公園条例の規定に従い、全ての占用工事許可案件に対して提出を求め、受理されたい。</p>	<p>占用許可に係る工事完了後は工事完了届を提出する必要がある旨を、公園施設占用許可証の許可条件に記載した。また、全ての占用工事許可案件について工事完了届の提出を求め、提出状況を複数人で確認するよう、所属職員に周知徹底した。</p>

## 令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

#### II-1 公園緑地事務所及び千葉市動物公園の監査結果について

#### 3. 若葉公園緑地事務所の監査結果について (3) 結果 ①行為許可及び占用許可の事務について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>イ. 占用許可に係る工事の完了届の管理について</p> <p><b>【若葉公園緑地事務所】（報告書 P79）</b></p> <p>占用許可に係る工事の完了届の提出が確実に実施されているかどうかを管理するためには、工事完了（予定）日や完了届の入手の有無を受付簿その他の帳簿に記載して管理することが必要であると考えられる。</p> <p>千葉市都市公園条例第23条では、占用許可に係る工事の完了届の提出について、速やかに実施することが定められている。しかし、若葉公園緑地事務所では、工事の完了届が未提出であったり、速やかには提出されていなかったりする事案があった。</p> <p>このような事態が生じている原因は、工事完了に伴う原状回復の状態を確認する行為の重要性や必要性に関して認識が不十分であることや当該条例上の規定に対する認識が不足していることなどが挙げられる。</p> <p><b>【結果（指摘）】</b></p> <p>現在、工事完了後完了届の受理が遅延している許可事案については、早急に提出を要請し工事完了の状況を確認されたい。また、今後は、工事の完了予定日を管理し予定日を経過しても提出が遅延している許可受者があった場合には、速やかに工事の状況を確認することができるよう、受付簿に記載された工事の許可日や工事完了日を確認し、完了届出日の記載がない事案を把握できる二重確認の仕組みを検討されたい。</p>	<p>工事の完了届の受理が遅延している許可事案については、許可受者に完了届の提出を求めるとともに、工事手続に係る記録及び現地の確認や、許可受者への聞き取り等により、工事が適切に実施されていることを確認した。</p> <p>また、占用許可台帳については、占用許可日、工事完了予定日及び完了届の收受日を適時に記載した上で、完了届の提出状況を複数人で定期的に確認するよう、所属職員に周知徹底した。</p>

## 令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

#### II-1 公園緑地事務所及び千葉市動物公園の監査結果について

##### 3. 若葉公園緑地事務所の監査結果について (3) 結果 ①行為許可及び占用許可の事務について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>エ. 行為許可に係る使用料の算定について【若葉公園緑地事務所】（報告書 P81）</p> <p>行為許可に関する使用料については、千葉市都市公園条例に定める使用料を基に算定し、金額を記載した納入通知書を発行して、許可受者が金融機関において納付を行う方法により収受している。そのようにして収受された行為許可のうち、消費税等の額を加算するための算定方法である100分の110を乗ずることが失念されていたものがあった。</p> <p>千葉市都市公園条例では、行為許可に関する使用料の算定に関して、次のとおり規定している。</p> <p>千葉市都市公園条例 （使用料等の徴収）</p> <p>第16条 第2条第1項又は第3項の許可を受けた者は、別表第4に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の使用料を納付しなければならない。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>一方で、千葉市都市公園条例の別表5（設置許可・管理許可）に定める使用料及び、別表6（占用許可）に定める占用料については、「100分の110を乗ずる取扱」が規定されていない。したがって、使用料及び占用料の算定に際しては、職員の十分な認識と有効な統制が必要であったが、これらが不足していたものとする。</p> <p>【結果（指摘）】</p> <p>事務処理における誤謬の発生は不可避であり、誤謬のリスクを回避するために統制を必要としている。使用料の算定に際しては、チェックリストや計算シート等による自己チェックや担当者以外の者が二重チェックを実施する等誤謬を未然に防止するなど、使用料の算定において、消費税等の加算を失念しない仕組みを構築されたい。</p>	<p>行為許可に係る使用料の算定については、決裁に添付する許可証案の欄外に確認欄を設けた上で、担当者以外の者による確認を徹底することとした。</p>

## 令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

#### II-1 公園緑地事務所及び千葉市動物公園の監査結果について

##### 3. 若葉公園緑地事務所の監査結果について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>②造園材料・資材の出納管理について【若葉公園緑地事務所】（報告書 P83）</p> <p>若葉公園緑地事務所では、出納簿の作成及び管理の対象を、過去に使用実績の多い材料・資材としており、倉庫内に保管されている全ての材料・資材を出納管理の対象としていなかった。そのため、泉自然公園内の倉庫の現地往査時に、在庫の保管状況を観察したところ、出納簿に記載のない園芸用の土、溶接材やすべり止めとして利用される塩化カルシウムを把握したが、それらは、出納管理対象外とされていた。出納管理の対象外として簿外処理となっている材料・資材の在庫確認を依頼したところ、千葉市物品会計規則に定める出納管理が必要なものについて、管理対象外となっていた。</p> <p>消耗品の出納保管上、出納手続を省略することができる物品について、千葉市物品会計規則では、次のとおり規定している。</p> <p>千葉市物品会計規則 （出納手続の省略できる物品） 第 27 条 次の各号に掲げる物品については、出納手続を省略することができる。</p> <p>(1) 賄品及び賄材料(あらかじめ一括購入できるものを除く。) (2) 式典、会合等の催物の現場で消費するもの (3) 出張先において購入し、直ちに消費するもの (4) 官報、公報、新聞、法規の追録又は雑誌 (5) 生花類、苗木、種子、肥料等で直ちに消費するもの (6) 前各号に掲げるもののほか、購入後直ちに消費するもの</p> <p>出納手続が省略できる物品（備品・消耗品）は、千葉市物品会計規則第 27 条において規定されて</p>	<p>消耗資材については、令和5年度から、千葉市物品会計規則に基づき、消耗品出納簿を作成し、適正な出納管理を実施している。</p>

いる物品であり、泉自然公園内倉庫において保管されていた園芸用の土、溶接材及びすべり止めとして利用される塩化カルシウム等を含む材料・資材については、同条第1号から第5号には該当していない。また、同条第6号において規定するような、購入後直ちに消費するものではない。そのことから、出納管理を要する物品と考えられるが、出納管理は実施されておらず、当該規則の規定内容に反する運用実務であると考えられる。

このような運用の原因は、千葉市物品会計規則の理解が十分でなく、出納管理すべき物品についての認識が欠けていたことによるものとする。

**【結果（指摘）】**

造園材料・資材の出納管理手続については、千葉市物品会計規則の規定に従い、出納管理すべき物品を識別し、出納管理を実施されたい。

## 令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

#### II-1 公園緑地事務所及び千葉市動物公園の監査結果について

#### 3. 若葉公園緑地事務所の監査結果について (3) 結果 ③事務所移転に係る諸問題について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>ウ. 移転先の若葉公園緑地事務所の所管区分の手続について【若葉公園緑地事務所】（報告書 P88）</p> <p>若葉公園管理事務所の移転先である若葉土木事務所（建設局土木部）の建物については、その一部を若葉公園緑地事務所の専用区画として利用するとともに、廊下・トイレ・更衣室等は共用となっている。また、敷地の一部に簡易倉庫（賃借）2棟を新たに設置し、専用している。これらの状況を踏まえ、若葉土木事務所（建設局土木部）と若葉公園緑地事務所の所管区分については、千葉市公有財産規則の定めに基づき、公有財産の所管変更手続を、若葉土木事務所（建設局土木部）と協議し進めるべきであったが、実施されていなかった。</p> <p>2 以上の所管課の所管に属する行政財産の管理については、千葉市公有財産規則第4条では、次のように規定されている。</p> <p>千葉市公有財産規則 （管理） 第4条 2 2 以上の所管課の所管に属する行政財産のうち統一的に管理する必要があるもので資産経営部長が指定する行政財産は、これを所管する所管課長のうち資産経営部長が指定する者が管理しなければならない。</p> <p>若葉土木事務所（建設局土木部）と若葉公園緑地事務所の所管区分については、2 以上の所管課の所管に属する行政財産のうち、統一的に管理する必要があるものとして資産経営部長が指定を行う行政財産の規定には、該当がないということであった。したがって、各所管課の区分を明確にして管理を行う必要があったが、その検討が未実施であり、当該規則の規定に反する運用実務であると考えられる。</p>	<p>令和5年7月24日付けで、千葉市公有財産規則第39条に基づく公有財産通知書を管財課長宛てに提出し、若葉土木事務所の建物の一部について所管区分の変更手続を行った。</p>

このような運用の原因は、公園管理課及び若葉公園緑地事務所において千葉市公有財産規則に基づいた手続についての認識がなかったことに起因している。

**【結果（指摘）】**

若葉公園緑地事務所の移転に伴う、若葉土木事務所（建設局土木部）所管の公有財産に関する所管区分の変更手続については、千葉市公有財産規則に従い、速やかに実施されたい。

なお、外部監査での指摘を受け、若葉公園緑地事務所では、現在、施設を所管している建設局土木部及び公有財産を所管する財政局と調整を進めているという説明を受けた。

## 令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

#### II-2 大規模公園等の監査結果について

#### 5. 泉自然公園の監査結果について (3) 結果 ③旧サイクリングセンター施設について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>ア. 旧サイクリングセンター事務所（受付棟）の利用状況について【若葉公園緑地事務所】（報告書P240）</p> <p>旧サイクリングセンター事務所（受付棟）については、旧サイクリングセンター車庫も含め、同じ泉自然公園内に設置されている若葉公園緑地事務所建物の取壊しとともに、取壊しのための実施設計業務委託が実施されていたが、今後の泉自然公園の管理運営方法の検討状況に併せて、旧サイクリングセンター事務所（受付棟）についての解体時期を検討することとなったことから、取壊し決定に至っていない。</p> <p>旧サイクリングセンター事務所（受付棟）の現在の利用状況は、平成26年に自転車貸出業務を終了した後は使用されておらず、今後も使用する見込みはないということであった。しかし、行政財産として登録されたままとなっており、千葉市公有財産規則に従って、用途廃止に係る手続きが実施されていなかった。</p> <p>公有財産の管理及び異動に関する手続については、千葉市公有財産規則において、次のとおり規定されている。</p> <p>千葉市公有財産規則 （管理） 第4条 4 所管課長は、用途廃止をし、又は普通財産を取得した場合は、当該財産を遅滞なく管財課長に引き継がなければならない。ただし、交換又は取壊しのために用途廃止をしたとき、その他資産経営部長が引継ぎを適当でないと認めるときは、この限りでない。 （台帳記載事項の変更） 第39条 所管課長は、その所管に属する公有財産が次の各号のいずれかに該当するときは、公有</p>	<p>旧サイクリングセンター事務所（受付棟）については、千葉市公有財産規則第39条第2号に基づく公有財産（建物）異動通知書を管財課長宛てに提出し、行政財産の用途廃止の手続を行った。</p>

財産通知書により管財課長に通知するとともに、公有財産台帳副本を整理しなければならない。

(1) 取得又は処分をしたとき。

(2) 用途設定、用途変更又は用途廃止をしたとき。

**【結果（指摘）】**

旧サイクリングセンター事務所（受付棟）について、千葉市公有財産規則に従い、行政財産の用途廃止の手続を行われたい。

## 令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

#### II-2 大規模公園等の監査結果について

##### 6. 昭和の森の監査結果について (3) 結果 ①貸自転車供用時間の条例違反について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>イ. 市所管課における問題点【緑公園緑地事務所】 （報告書 P249）</p> <p>昭和の森の貸自転車の供用時間は千葉市都市公園条例別表第2では午前9時から午後5時までとされている。一方で、月次報告書のうち、令和2年4月度～6月度の月次報告書に、貸自転車の供用時間は午前9時から午後4時と記載されていた。しかし、市所管課では、事業計画書では供用時間は午後5時までと記載されており、かつ、供用時間については年度当初に指定管理者との間で確認を行っていたことから、指定管理者への再確認等は行わずに、単なる記載ミスであると思い込み、条例どおりに午後5時まで供用されているとの認識でいた。</p> <p>しかし、実際には、令和2年7月6日の緑公園緑地事務所職員の巡回により、貸自転車の供用時間について、条例で定めた供用時間よりも30分短い16時30分までの供用とされていることが確認された。そのため、市所管課においては、即日、是正すべき旨を指定管理者へ指導している。</p> <p>市所管課における問題点としては、事業報告書等の提出を受けることやモニタリングレポートを作成すること自体が目的化されていたことが懸念されるため、求められている目的を忘れないように留意し続けることが必要であり、月次事業報告書に記載された供用時間の誤りを単なる記載ミスと断定せず、事業報告書の記載内容に疑義を認識し、速やかに指定管理者へのヒヤリングによる確認を行う等の措置を講じることが求められている。</p> <p><b>【結果（指摘）】</b></p> <p>市所管課によるモニタリングは、過去の管理運営状況の検証にとどまらず、その後の管理運営の改善のためにこれらを活用することにより、管理</p>	<p>昭和の森の指定管理に関する事務については、令和4年4月1日付けで、公園管理課から同施設敷地内の緑公園緑地事務所に移管した。これにより、事業報告書等の記載内容に疑義があった場合には速やかにヒヤリング等の必要な措置を講じることができる体制を整えた。</p>

運営のP・D・C・Aサイクルを確立していく必要があることから、市所管課は、指定管理者から提出された事業報告書等を確認し、事業計画書等の記載どおりに管理運営がなされているかを確認するのみならず、事業報告書等の記載内容に疑義がある場合には、速やかに日報等を確認することや指定管理者へのヒヤリングによる確認を実施する事務を徹底されたい。

令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

II-2 大規模公園等の監査結果について

7. 千葉市蘇我スポーツ公園の監査結果について (3) 結果 ⑤使用料の減免実施状況について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>ア. 減免申請書の申請承認時の確認について【SSP UNITED】（報告書 P295）</p> <p>千葉市蘇我スポーツ公園施設は、千葉市都市公園条例及び同施行規則に基づき、利用料金の減免を実施している。減免事務の承認手続きにおける業務フローにおいて、減免の種別に応じて、減免対象に該当することを確認し、システム登録することになっているが、減免申請書に対する承認決定手続において、減免の対象であることの確認及び承認行為が文書により行われていなかった。</p> <p>【結果（指摘①）】</p> <p>減免申請書に対する承認決定手続において、減免の対象であることの確認及び承認行為を文書により行われたい。</p>	<p>減免申請書に対する承認決定手続については、申請書様式の欄外に担当者及び責任者の確認欄を設けた上で、減免の対象であることの確認及び承認を行うこととした。</p>

令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

II-2 大規模公園等の監査結果について

7. 千葉市蘇我スポーツ公園の監査結果について (3) 結果 ⑤使用料の減免実施状況について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>イ. 減免申請書に記載すべき条例等の根拠条文の誤りについて【SSP UNITED】（報告書P295）</p> <p>千葉市蘇我スポーツ公園施設は、千葉市都市公園条例及び同施行規則に基づき、利用料金の減免を実施している。減免事務の承認手続きにおける業務フローにおいて、減免の種別に応じて、減免対象に該当することを確認し、システム登録することになっているが、減免申請書に記載すべき条例及び同施行規則の根拠条文が「条例第21条及び同施行規則第14条により、…」となるべきところ、異なる条文となっていた。</p> <p>【結果（指摘②）】</p> <p>減免申請書に記載すべき条例等の条文は減免承認決定の重要な根拠であるため、申請承認を行うにあたり、指定管理者として再度根拠条文の確認を行い、提案書に記載したとおりの条文を記載されたい。</p> <p>なお、上記指摘に関して、指定管理者は市所管課と協議し、令和3年12月に減免申請書の様式の修正を行っている。</p>	<p>減免申請書については、令和3年12月に正しい条文を記載した様式に改めた。</p>

## 令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

#### II-2 大規模公園等の監査結果について

##### 7. 千葉市蘇我スポーツ公園の監査結果について (3) 結果 ⑤使用料の減免実施状況について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>ウ. 減免申請書の理由欄の不備について【SSP UNITED】（報告書 P295）</p> <p>千葉市蘇我スポーツ公園施設は、千葉市都市公園条例及び同施行規則に基づき、利用料金の減免を実施している。減免事務の承認手続きにおける業務フローにおいて、減免の種別に応じて、減免対象に該当することを確認し、システム登録することになっており、予約システム登録時に減免に係る承認は行われているが、減免対象者かどうかの確認については、窓口においても実施されている。しかし、減免申請書の記載項目である「減免を受けようとする理由」欄が全て空欄であり、個別の利用者の申請理由が把握できない。ちなみに、実際の減免申請者を閲覧すると特定の4人でほぼ9割を占めていることが分かった。</p> <p>【結果（指摘③）】</p> <p>利用受付窓口において、減免対象者かどうかを確認した上で、適正な減免申請であるかどうかを承認決定者である指定管理者が書類上判断することができるよう、減免申請欄については、申請者に減免理由を記載するよう指導されたい。</p> <p>なお、上記指摘に関して、指定管理者は市所管課と協議し、令和3年12月に減免申請書の様式の修正を行っている。</p>	<p>減免申請書の「減免を受ける理由」欄について、利用者が記入しやすいよう令和3年12月に様式の修正を行うとともに、利用者に対して、減免理由を記載してもらうよう案内することとした。</p>

## 令和4年度包括外部監査

監査のテーマ：一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

#### II-14. 健全育成課が所管する未収債権管理の監査結果について (3) 結果 ① [26 子どもルーム利用料]に係る検出事項について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>ア. 分割納付の受付に係る手続について【健全育成課】（報告書 P216）</p> <p>子どもルーム利用料については、原則として分割納付の受付は行っておらず、所管課として分割納付を受け付けるための体制を整備していないことから、分納誓約書の様式を用意しておらず、分納誓約に係る決裁権者の設定も行われていない。</p> <p>しかし、子どもルーム利用料の滞納者との納付交渉の中で、滞納者から一括で支払えないとして分割納付の申し出を受けることがあり、その場合、電話で滞納者の生活状況の聴き取りを行い、生活に支障のない範囲内で分割納付額について合意を取り、後日、分割納付額が記載された納付書を郵送するという手続が行われている。</p> <p>このような手続には法的な根拠がなく、本来であれば、私債権の履行延期（分割納付を含む）については、履行延期の特約（地方自治法施行令第171条の6）に則った手続を経る必要であることから、書面での誓約書の入手及び課内での正式な決裁手続は必須であると考えられる。</p> <p>また、分割納付を認める前提として滞納者の財産調査を実施する必要があるが、現状では口頭での簡単な質問にとどまっている。確かに、私債権の場合、滞納者の財産状況の強制的な調査はできないが、財産調査のための様式を設けて記入を求めたり、根拠資料（通帳の写しや給与明細の写し、ローンの残高証明書等）の提出を求めたりすることで、可能な限り滞納者の資産・負債、収入・支出の正確な把握に努める必要があると考える。</p> <p><b>【結果（指摘）】</b></p> <p>滞納者による分割納付を認める場合には、地方自治法施行令第171条の6の履行延期の特約に則った手続を取るよう運用を改められたい。その前提として、分納誓約の決裁権者の任命、分納誓約書や財産調査のための様式の整備といった適切な事務手続を行うための事務フローを整備・運用されたい。</p>	<p>分割納付に係る適正な事務手続を行うための事務フロー及び各種様式を整備し、分割納付を希望する場合は、滞納者が書面により履行期限の延期申請を行った上で、滞納者の財産状況等を記載した収支状況等申告書及びその根拠資料を添付させることとした。</p> <p>また、当該申請に対し、地方自治法施行令第171条の6第1項各号の「履行延期の特約」の要件に該当することの審査及び健全育成課長による決裁手続を行った上で、要件に該当する場合は「履行期限延期決定通知書」により滞納者に通知することとした。</p>